

基本計画（社会保険に関する手続）に関する論点

※基本計画「2. 削減方策」の流れに沿って整理

電子的申請の義務化（基本計画 p9、p11（※）、p12（※）、p13（※））

（※）被保険者賞与支払届（厚生年金保険）、被保険者報酬月額算定基礎届（厚生年金保険）、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（厚生年金保険）

- ① 一定規模以上の事業所につき、手続について、原則、オンライン又は CD、DVD による申請（電子的申請）への移行を促すとのことだが、CD、DVD による申請は一定の作業工数を要するとの意見もあり、「完全なオンライン申請（CD、DVD による申請は除く）」への移行を取組の目標とすべきではないか。

※CD、DVD は紙から電子への移行措置であり、今回の取組の目標は「オンライン化」とすべきではないか。

（関連：社労士会意見 p 4～5）

API の活用推進（基本計画 p9）

- ② 外部連携 API 対応の労務管理等ソフトウェアの導入促進のため、（1）ソフトウェア開発会社との協議について、どのような場を設定し、どの程度の頻度で実施していくのか。（2）ソフトウェア会社が参入・開発を進める上での技術面、開発環境面での課題をどのように把握しているのか。そうした課題を、どのように解決していくのか。

（関連：社労士会意見 p2）

組織を挙げた利用勧奨（基本計画 p10）

相談体制の充実

- ③ 社会保険等のオンライン手続について、制度に関する部分を含め相談できるコールセンターを充実させるとのことだが、現在、どのような規模・体制のコールセンターがあるのか。具体的にどの程度充実させることを考えているか。

また、上記のコールセンターのほか、事業者が利用できる、インターネットを活用した対面会話システムを利用した相談窓口を設けることはできないか。

マイナンバー連携による手続廃止等（基本計画 p10、p13（※）、p17（※））

（※被保険者住所変更届及び被保険者氏名変更届等（厚生年金保険及び健康保険）

- ④ 「マイナンバー制度を活用した行政機関間のバックヤード連携を進める」とあるが、具体的にどのような流れ（ワークフロー）で、どの行政機関とどの情報についてバックヤード連携を行うのか。住所変更届及び氏名変更届に関しては、既に開始しているのか。
- ⑤ 事業者が社会保険事務所等に提出する情報は、i）事業所における勤務に係る情報（勤務日数、勤務時間等）と、ii）個人に係る情報（住所、家族構成、年齢等）に大別できると考えられるが、個人情報保護の取扱いにかかる本人同意を予め得た上で、ii）に係る情報を行政機関間のバックヤード連携で入手できる体制を組めば、従業員の転居、加齢、結婚、出産等に関する情報を、事業者が提出する必要がなくなる（提出する情報が減り、手続が減る）と考えられるが、いかがか。

論点メモへのご回答 （社会保険）

平成 29 年 10 月 5 日
厚生労働省

- ⑥ 被扶養者、3号被保険者等にかかる住所変更や氏名変更等についても、バックヤード連携を進める予定はあるのか。

(関連：社労士会意見 p5)

従業員本人の押印・署名の省略（基本計画 p10、p14、p16（※）） **電子署名の簡素化**

(※) 被扶養者異動届（厚生年金保険）、健康保険関係諸手続

- ⑦ 現時点で、具体的にどの手続の押印・署名の省略を検討しているのか。手続全般について、制度・情報の趣旨を勘案し、押印は原則廃止との考えのもと、押印の要否の再検証を行うべきではないか。
- ⑧ 現在、各種電子申請において、どの程度の範囲で電子署名の添付を求めているのか。電子署名の簡略化については検討しないのか。(⑦で押印が不要と判断される手続については、オンライン化に際しても、電子署名の廃止を検討できるのではないか)

届出様式の統一（基本計画 p10）

ワンストップ受付窓口の統一（基本計画 p10）

- ⑨ 4種類の手続に関し届出様式の統一を図り、システム対応し、年金事務所、労働基準監督署、ハローワークでの一括受付を可能とするとのことだが、どの程度利用されているのか、年間の利用件数如何。受付時に受領証は発行されるのか。

また、その他の提出の契機が同じ手続（会社（事業所）に関する変更、被保険者及び3号被保険者に係る変更など）においても、同様の取組を行うことができないか。(別添参照)

(関連：社労士会意見 p3)

その他（総論）

- ⑩ 国税庁と厚生労働省の情報連携で、例えば、所得情報が提供されれば、事業者は、厚生年金保険等に係る報酬月額算定基礎届や賞与支払届の提出が不要になるとの御意見があるが、対応は可能か。対応が不可能ならば、報酬月額算定基礎届の算定方法の見直しなど、制度的な改正を含め検討すべきではないか。
- ⑪ オンライン申請の利便性、使い勝手の向上のために、どのような取組を進めて行くのか（使いやすいシステムやインターフェースの提供が、最大の利用促進策となるのではないか)。(関連：社労士会意見 p1)
- ⑫ 被保険者住所変更届（厚生年金保険）（基本計画 p13）について、「一人当たりの記載事項が多くないため、作業に従事する者にとっては、紙媒体でも電子的申請でも作業の負担感に大差がないと感じられている」とされていたり、雇用保険に関し、「紙媒体による申請と電子申請間で、書類作成時間においてはあまり差を感じておらず」とされているが（基本計画 p21）、そうであるとすれば、電子的申請の入力様式に工夫の余地があるのではないか。

- ⑬ 被保険者資格喪失届（健康保険）（基本計画 p19）の電子申請の阻害要因として、関係文書の添付が電子申請では対応できない、とあるが、具体的にどのような理由か。また、同様の理由で電子申請の利用・普及が阻害されている手続はないのか。

- ⑭ 例えばハローワークでは、管轄ごとに必要な添付書類が異なるなどして、事業者が困惑する例もあるという声がある。事業者から存在を指摘されたローカル・ルールについては、調査の上、本省の責任において見直し、全国的な統一を図るべきではないか。

- ⑮ 近年、大企業を中心に、人事・給与業務はグループ会社による「シェアード化」が普及しているが、シェアード会社から直接に電子申請を行うことは現行認められておらず、電子申請率が上がらない理由の一つと考えられる。例えば、事前に業務委任関係を証明することを前提に、シェアード会社による電子申請を認められることは考えられないか。

厚生年金保険に関する手続（各論）（基本計画 p11～）

- ⑯ 「被保険者資格取得届」「被保険者資格喪失届」に係る取組として（基本計画 p15）、「データ入力が速やかに実施される事務処理体制を構築」とされているが、具体的にどのようなワークフローの見直しを行っていくのか。

- ⑰ 被保険者資格喪失届に関し、現状では「紙媒体による届出の方が、電子的申請による届出よりも、機構における処理に要する期間が短い」とあるが、なぜ、紙媒体による届出のほうが処理に要する期間が短くなるのか。また、基本計画 p10にあるように、今後は「電子申請について紙媒体での届出よりも優先して受付処理を行う」のか。

健康保険に関する手続（各論）（基本計画 p16～）

- ⑱ 個々の健保組合における電子申請環境の構築が課題として掲げられており、費用対効果の問題などが指摘されているが、指摘されている課題に対し、電子申請環境の構築が費用対効果で見合うものとなるよう、厚生労働省として積極的に対応してゆく、という理解でよいか。基本計画の p16～p19 で掲げている課題に、それぞれについて具体的にどのように対応していくのか。

(関連：社労士会意見 p6, p8)

- ⑲ 「健康保険被保険者再交付申請書」に係る届出については、使用実績が低調であったために電子申請システムが廃止されたとのことだが、いかなる理由で低調であったと考えられるか。技術的な問題であるならば、解決の余地はないのか。

労働保険に関する手続（各論）（基本計画 p20～）

- ⑳ 「電子申請の場合に窓口申請よりも時間がかかることがある」との意見があるとのことだが、どのような要因によるものと考えられるか。

雇用保険に関する手続（各論）（基本計画 p21～）

※ 論点⑫も参照。

- ⑫ 「紙媒体での届出窓口よりも優先して受付処理を行うことによるインセンティブを提示する」とは、具体的にどのような措置を講ずるのか。また、ハローワークに設置された申請用端末からの申請に関するもののみの優先処理か。
- ⑬ 都道府県ごとに電子申請処理を先端で行う電子申請センターを拡充することだが、ハローワークとの役割分担はどのような形で行われているのか。申請情報はハローワーク、電子申請センターでどのように流れ、処理されるのか（電子申請は（管轄ハローワークではなく）直接に電子申請センターに受理されるのか、など）。具体的にどの程度の効率化が図られているのか。

コスト計測（基本計画 p22～）

- ⑭ 本年5月に実施した計測結果について、それぞれ教示願いたい。また、各手続につき、見込んでいる削減効果の算出根拠についても教示願いたい（例：オンライン利用率が●%から■%に上昇、書類作成時間が●分から■分に短縮）。

その他

- ⑮ 基本計画に掲載されている手続が、対象手続一覧表において「コスト計測の対象」とする手続に止まる。これ以外で「基本計画の対象」とされている手続については、どのような取組を行うのか。
- ⑯ 対象手続一覧表のうち、69～76の手続（※）は、性格的には個別業種の許認可に近い手続なのではないか。これらの手続について、どのような方針で手続の簡素化を進めるのか。
（※）保険医療機関又は保険薬局の指定、名称等の変更等の届出など

論点に対する回答

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>電子的申請の義務化（基本計画 p9、p11（※）、p12（※）、p13（※）） （※）被保険者賞与支払届（厚生年金保険）、被保険者報酬月額算定基礎届（厚生年金保険）、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（厚生年金保険）</p> <p>①一定規模以上の事業所につき、手続について、原則、オンライン又はCD、DVDによる申請（電子的申請）への移行を促すことだが、CD、DVDによる申請は一定の作業工数を要するとの意見もあり、「完全なオンライン申請（CD、DVDによる申請は除く）」への移行を取組の目標とすべきではないか。 ※CD、DVDは紙から電子への移行措置であり、今回の取組の目標は「オンライン化」とするべきではないか。</p>
【回答】	<p>○ 基本計画において、「一定規模以上の事業所については、電子的申請を義務づける」こととしている。</p> <p>○ 電子申請の場合、事業所側も初期投資や一定の費用負担が生じることから、電子申請のみによる届出を一律に「義務」とすることまでは求められないと判断したところ。</p> <p>○ なお、ご指摘のように、電子媒体による申請では一定の工数を要する事業所もあるが、厚生労働省においてヒアリングをしたところ、自社内のシステムを活用して、円滑かつ短時間で事務処理を行っている事業所もあることが判明しており、必ずしも、電子媒体による申請を選択することで、一定の工数を要すると言い切れない実情がある。</p> <p>○ 厚生労働省としては、まずは、一定規模以上の事業所においても、引き続き、紙媒体の申請を継続している事業所があることに着目し、電子媒体または電子申請による申請を「義務化」することを基本計画に位置づけた。その上で、目標の達成状況を踏まえ、電子申請への更なる移行を求めて参りたい。</p>

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	APIの活用推進（基本計画 p9） ②外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアの導入促進のため、 （1）ソフトウェア開発会社との協議について、どのような場を設定し、どの程度の頻度で実施していくのか。 （2）ソフトウェア会社が参入・開発を進める上での技術面、開発環境面での課題をどのように把握しているのか。そうした課題を、どのように解決していくのか。
【回答】	
<p>○ ソフトウェア開発会社との協議については、APIソフトを開発している企業各社で構成されている「社会保険システム連絡協議会」（企業34社が参加し、内容に応じ社会保険労務士会も協力団体として参加。以下「社シス協」という。）と協議の場を設けており、行政側からは、施策等の情報提供や、仕様更改に係るシステム改修等の個別事項の説明を行うとともに、各社からは、意見・要望等をいただくなど意見交換を行っている。こうした協議の場を年6回以上の頻度で実施することとしている。</p> <p>○ ソフトウェア会社が抱える技術面、開発環境面に関する課題として、前述の「社シス協」との意見交換の中で把握しているものについては、その内容を精査した上で、ソフトウェアを利用し行政手続を行う立場である社会保険労務士会などにも意見をいただき、解決のための方策について検討を行い、実施可能なものについては積極的に対応していく。</p>	

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	組織を挙げた利用勧奨（基本計画 p10） 相談体制の充実 ③社会保険等のオンライン手続について、制度に関する部分を含め相談できるコールセンターを充実させるとのことだが、現在、どのような規模・体制のコールセンターがあるのか。具体的にどの程度充実させることを考えているか。 また、上記のコールセンターのほか、事業者が利用できる、インターネットを活用した対面会話システムを利用した相談窓口を設けることはできないか。
【回答】	
<p>○ 各手続におけるコールセンターの規模や体制は以下のとおりである。</p> <p><厚生年金保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険については、制度や手続についての全般的な照会については、現在、日本年金機構の事務センターにおいて対応しているところである。平成30年1月からは国民年金制度の適用に関する電話照会への対応業務を行っているコールセンターにおいて、オペレーター等の要員数の増加（210人→315人）を図り、厚生年金保険制度の適用に関する事業所等からの照会に対応する予定である。このため、当該コールセンターにおいて、電子申請に関する照会にも対応できるよう、コールセンター職員向けのQ&Aを作成し、対応してまいりたい。 <p>【参考】対応人数等：315人、315回線（平成30年1月以降）</p> <p><労働保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 労働保険の適用・徴収については、制度や手続について全般的に対応するコールセンターと、年度更新期間（6/1～7/10）に年度更新手続に関する質問を受け付けるコールセンターを基本計画策定以前より設けており、それぞれ、オンライン手続に関する質問についても、対応しているところである。 これまでは、オンライン手続に関する問い合わせの件数は少なく、その内容については、電子申請を行うにはどうすればよいか等、一般的な問い 	

合わせがほとんどであったと把握している。今後は、個別手続を電子申請で行う場合の入力方法等の問い合わせが増えることも予想されることから、来年度以降、そのような点も含めた形で、コールセンター職員向けのQ&Aを改訂し、コールセンターの充実を図ってまいりたい。

【参考】28年度

＜労災保険相談ダイヤル（労働保険の適用徴収に関する問い合わせにも対応）＞（委託事業）

対応人数等：12人、12回線

相談件数：100,695件のうち電子申請に関する相談件数は221件

＜年度更新手続に関するコールセンター＞（委託事業）

対応人数等：50人、50回線

相談件数：48,936件のうち電子申請に関する相談件数は不明

＜雇用保険＞

- ・ 雇用保険については、電子申請事務センターの設置による電子申請事務の集中化により、当該センターにおいて電子申請に係る各種質問に対応しているところであり、その設置労働局数の増加を図ってまいりたい。また、一定規模以上のハローワークでは、ハローワークコールセンターにおいても雇用保険や電子申請を含めた問い合わせに対応している。

【参考】

＜電子申請事務センター＞

設置労働局数 平成29年度末 27局

平成30年度末 35局を予定

＜ハローワークコールセンター＞（委託事業）平成28年度

ハローワーク 173箇所

対応人数等：175人、1,426回線

相談件数：9,488,037件のうち、電子申請に関する相談件数は6,887件

※ なお、e-Govにおいて電子申請を行う際の設定や操作に関する問い合わせについては、総務省が開設している電子政府利用支援センターで対応している。

- ご指摘のインターネットによる対面会話システムについては、今後のコールセンターの運用状況を見ながら、コールセンターでは対応しえない部分があるのか否か検証した上で検討すべきものと考えている。

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	マイナンバー連携による手続廃止等（基本計画 p10、p13（※）、p17（※）） （※被保険者住所変更届及び被保険者氏名変更届等（厚生年金保険及び健康保険）） ④「マイナンバー制度を活用した行政機関間のバックヤード連携を進める」とあるが、具体的にどのような流れ（ワークフロー）で、どの行政機関とどの情報についてバックヤード連携を行うのか。住所変更届及び氏名変更届に関しては、既に開始しているのか。
【回答】	<p><厚生年金保険></p> <p>○ 日本年金機構においては、住所変更届、氏名変更届について、マイナンバーによる情報連携が可能となった際には、書類を省略することを想定しているが、その際、関係機関（協会けんぽを想定）との情報連携や事務スキームの調整を行い、成案を得た上で、必要な措置を講じ、実施する予定としている。</p> <p><健康保険></p> <p>○ 健康保険組合においては、マイナンバーをキーとして、地方公共団体情報システム機構（通称：J-LIS）から、住民基本台帳ネットワークシステムで管理している住民基本台帳の4情報（氏名／住所／性別／生年月日）を照会することで、事業主からの住所変更届や氏名変更届を省略することが可能となる。</p> <p>○ 健康保険組合における住所変更届の省略については、平成29年7月からインフラも整備され、運用を開始しているが、届出対象者が特定できないためJ-LISへ全被保険者を照会することとなり、照会1件あたり10円の費用が生じるため、費用対効果の面から省略までに至っていない現状である。</p> <p>○ また、氏名変更届の省略については、今後、健康保険法施行規則の改正を経た上で実施となる（平成29年10月頃公布予定、施行日未定）。なお、氏名変更においても、費用対効果の検証が必要であるとともに、変更前の氏名が記載された被保険者証の回収が必要といった事務もあり、事務効率について更なる検討を進めていくこととしている。</p>

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	マイナンバー連携による手続廃止等（基本計画 p10、p13（※）、p17（※）） （※被保険者住所変更届及び被保険者氏名変更届等（厚生年金保険及び健康保険）） ⑤事業者が社会保険事務所等に提出する情報は、i）事業所における勤務に係る情報（勤務日数、勤務時間等）と、ii）個人に係る情報（住所、家族構成、年齢等）に大別できると考えられるが、個人情報保護の取扱いにかかる本人同意を予め得た上で、ii）に係る情報を行政機関間のバックヤード連携で入手できる体制を組めば、従業員の転居、加齢、結婚、出産等に関する情報を、事業者が提出する必要がなくなる（提出する情報が減り、手続が減る）と考えられるが、いかがか。
【回答】	<p>○ 個人に係る情報を保有する市町村等が日本年金機構や健保組合に情報提供頂くことが可能となれば、事業主の手続きは確実に減らすことが可能と考えている。</p> <p>○ なお、ご提案の場合、従業員全てから同意が得られない場合、事業主において、被保険者毎に届出の要・不要の判断を行う事務が生じるものと想定されるため、必ずしも事務軽減とならないことに留意が必要と考えている。</p>

重点分野	社会保険に関する手続
省 庁 名	厚生労働省
論 点	マイナンバー連携による手続廃止等（基本計画 p10、p13（※）、p17（※）） （※被保険者住所変更届及び被保険者氏名変更届等（厚生年金保険及び健康保険）） ⑥被扶養者、3号被保険者等にかかる住所変更や氏名変更等についても、バックヤード連携を進める予定はあるのか。
【回 答】	
<健康保険>	
○ 被扶養者の住所変更や氏名変更については、バックヤード連携により、その情報の取得は可能であるが、例えば住所変更により「遠隔地証」の発行が必要になる場合は現在の被保険者証の回収が必要である。また、氏名変更については、保険証の再交付が必要であり、手続き全てを省略することは困難である。	
○ 「被扶養者異動届」の届出を省略することが事業主及び保険者における事務効率や費用対効果に資するかの検証を踏まえ判断してまいりたい。	
<厚生年金保険>	
○ 第3号被保険者の住所変更や氏名変更については、マイナンバーを活用したバックヤード連携により、手続きを省略する予定である。	

重点分野	社会保険に関する手続
省 庁 名	厚生労働省
論 点	従業員本人の押印・署名の省略（基本計画 p10、p14、p16（※）） 電子署名の簡素化（※）被扶養者異動届（厚生年金保険）、健康保険関係諸手続 ⑦現時点で、具体的にどの手続の押印・署名の省略を検討しているのか。手続全般について、制度・情報の趣旨を勘案し、押印は原則廃止との考えのもと、押印の要否の再検証を行うべきではないか。
【回 答】	
○ 事業主が提出する押印・署名の必要な届出について、現在、洗い出し作業を進め、押印・署名の原則省略に係る検討を行っているところ。	

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>従業員本人の押印・署名の省略（基本計画 p10、p14、p16（※））</p> <p>電子署名の簡素化（※）被扶養者異動届（厚生年金保険）、健康保険関係諸手続</p> <p>⑧現在、各種電子申請において、どの程度の範囲で電子署名の添付を求めているのか。電子署名の簡略化については検討しないのか。（⑦で押印が不要と判断される手続については、オンライン化に際しても、電子署名の廃止を検討できるのではないか）</p>
【回答】	<p>○ 事業主が提出する届出について、押印・署名の原則省略の検討を行っているところ。</p> <p>○ なお、省略にあたって、平成 26 年 7 月より、既に、社会保険労務士が提出代行する手続き全てについて、事業主の電子署名を省略可能（※1）としている。</p> <p>○ また、社会保険においては、被保険者が事業主を経由して提出する手続き全てについて、被保険者の電子証明を省略可能（※2）としている。</p> <p>※1：社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証する書類の提出（提出代行証明書）が必要</p> <p>※2：被保険者から事業主を代理人とする旨の委任状が必要</p>

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>届出様式の統一（基本計画 p10）</p> <p>ワンストップ受付窓口の統一（基本計画 p10）</p> <p>⑨4種類の手続きに関し届出様式の統一を図り、システム対応し、年金事務所、労働基準監督署、ハローワークでの一括受付を可能とするとのことだが、どの程度利用されているのか、年間の利用件数如何。受付時に受領証は発行されるのか。</p> <p>また、その他の提出の契機が同じ手続（会社（事業所）に関する変更、被保険者及び3号被保険者に係る変更など）においても、同様の取組を行うことができないか。</p>
【回答】	<p>○ 今般の基本計画を着実に推進することで、事業所が行う社会保険に関する手続きの多くが、電子申請又は電子的申請に切り替わっていくことが想定され、厚生労働省としては、最大限、この推進に組織をあげた勧奨や必要な法令の改正、システム改修等に対応していくことを予定している。しかしながら、あらゆる施策を講じたとしても、そもそも従業員数が少なかったり、経営体力が十分でない事業所等において、従来どおり、紙媒体による届出を続けたい、というニーズがゼロにはならないものと考えられる。したがって、このような事業所において、紙媒体で行う手続きについても、行政手続コストが発生していることに対応するのが、紙媒体での届出のワンストップ窓口によるワンストップ化である、と位置づけている。</p> <p>○ 届出様式の統一や、窓口のワンストップ化については、現在、平成 31 年度実施に向け準備を進めているところであり、どの程度利用されているのか、年間の利用件数については、運用が始まれば、統計データを取得していく予定である。運用が始まるまでに、詳細を詰める予定としているが、受付時は受付印を押印した控えを事業主に手交することを予定している。</p> <p>○ なお、基本計画に掲げた4種類の手続については、届出契機や届出項目が重複する手続のうち、ご要望や届出件数の多いものを対象としたものであるが、今後、これら4手続の届出状況やオンライン化の進捗状況等を見極めつつ、4手続以外の手続についても、統一化できるものがないか検討してまいりたい。</p>

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>その他（総論）</p> <p>⑩国税庁と厚生労働省の情報連携で、例えば、所得情報が提供されれば、事業者は、厚生年金保険等に係る報酬月額算定基礎届や賞与支払届の提出が不要になるとの御意見があるが、対応は可能か。対応が不可能ならば、報酬月額算定基礎届の算定方法の見直しなど、制度的な改正を含め検討すべきではないか。</p>
【回答】	<p>○ 厚生年金保険・健康保険制度においては、個々の被保険者について4月～6月の3ヶ月分の報酬（報酬には、現物給与も含まれる。）を事業主から届出してもらい、その報酬に基づき標準報酬月額を決定している。</p> <p>○ そのため、国税庁から情報提供される所得情報に被保険者一人ひとりの「4月～6月の3ヶ月分の報酬」と同一の情報がなければ、算定基礎届等の提出を不要とすることはできないが、国税庁はそのような情報を保有していないものと理解している。</p> <p>※ 国税庁では、雇用主が源泉徴収した所得税等を納付する際に、雇用主毎の支払った給与等の総額の情報については提供を受けている。一方で、社会保険では、「1週間の所定労働時間」及び「1カ月の所定労働日数」が、同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の4分の3以上であるなどの要件を満たす被保険者毎の情報が必要であり、情報の対象範囲が相違している。</p> <p>※ 平成28年10月より以下の要件を満たす者も被保険者となる。</p> <p>①週の所定労働時間が20時間以上、②勤務期間が1年以上見込まれること、③月額賃金が8.8万円以上、④学生以外、⑤従業員501人以上の企業に勤務していること、の5つの要件を満たす者</p> <p>○ そもそも、標準報酬制度については、多数の被保険者（約4,000万人）1人ひとりについて、保険料の賦課・徴収、被保険者記録の管理、記録に基づく給付といった事務を正確かつ迅速に処理できるよう、導入されたものである。</p> <p>つまり、実務上は、毎月変動しうる給与の実額を将来の年金給付の計算に反映させる仕組みとせず、年間を通じて、大きな額の変更が生じないと</p>

<p>いう前提の下、標準報酬制度を導入し、等級を定め、年1回の届出とすることで、保険料額の計算を簡便化し（事業主負担を軽減する趣旨）、また、短期の保険給付及び将来の年金給付を確実に誤りなく計算する仕組み（被保険者の将来の年金権確保の趣旨）としているものである。</p> <p>※ 標準報酬制度下では、以下のメリットがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主は、原則、年1回だけ被保険者の標準報酬を届け出れば良く、事業主の事務負担軽減に役立っている（ただし、報酬に大きな変動があった場合は、標準報酬を変更）。 ・ 1年間の保険料負担が一定であれば、事業主や労働者が年間の収支の見通しが立てやすくなっている。 ・ 標準報酬月額は、厚生年金保険が31等級、健康保険が50等級に分かれており、記録管理が容易となっている。 <p>※ 仮に、標準報酬制度を廃止し、月々の報酬を保険料賦課のベースとした場合には、その都度、保険料額が変動し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主や労働者において、年間の収支の見通しが立てづらくなる ・ 保険者において、毎月異なる報酬を正確に記録・管理することになるため、事務が繁雑となるとともに、管理コストが増加することが考えられる。 <p>○ 徴収することを主眼に置いている税金と違い、社会保険（特に厚生年金保険）では、納付記録を正確に管理し、給付を確実に行うことに主眼を置いており、長期間に渡る記録管理を踏まえると、記録管理が容易で、1年を通して大きな変化が生じず、事業主等への負担も少ない標準報酬制度が最も適しているものと考えている。</p>

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>その他（総論）</p> <p>⑪オンライン申請の利便性、使い勝手の向上のために、どのような取組を進めて行くのか（使いやすいシステムやインターフェースの提供が、最大の利用促進策となるのではないか）。</p>
<p>【回答】</p> <p>○ オンライン申請の普及のためには、使いやすいシステムやインターフェースの提供が必要であると考えている。e-Govを通じたオンライン申請を行う際の課題について、総務省とも協力しつつ対応を行うとともに、オンライン申請の利便性、使い勝手の向上のためには、APIソフトの利用促進が重要と考えており、社会保険システム連絡協議会との協議の場を活用することなどして、APIソフトのさらなる普及を進める。</p> <p>○ また、オンライン申請の利便性を向上させ、利用促進を行うためには、申請を受け付けた後における行政機関内部における処理の迅速化も重要であると考えており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険においては、事業主等からのヒアリングで、電子申請した内容に不備があった場合に取り下げができない、返戻が遅いなど使い勝手の悪さを指摘されており、これらの指摘を踏まえ、システム改修を含めた業務フローの最適化を図ること ・ 労働保険や雇用保険においては、電子申請で申請された案件を集中的に処理する体制を強化すること <p>等により、事務処理の迅速化に努めてまいりたい。</p>	

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>その他（総論）</p> <p>⑫被保険者住所変更届（厚生年金保険）（基本計画 p13）について、「一人当たりの記載事項が多くないため、作業に従事する者にとっては、紙媒体でも電子的申請でも作業の負担感に大差がないと感じられている」とされていたり、雇用保険に関し、「紙媒体による申請と電子申請間で、書類作成時間においてはあまり差を感じておらず」とされているが（基本計画 p21）、そうであるとすれば、電子的申請の入力様式に工夫の余地があるのではないか。</p>
<p>【回答】</p> <p>○ 電子的申請の入力様式については、実態把握をしつつ、APIソフトの充実や e-Gov の利便性向上に向けた対策を講じてまいりたい。</p> <p>○ なお、被保険者住所変更届については、マイナンバー制度の基盤を活用した行政機関間のバックヤード連携を進めることで、厚生年金保険被保険者の住所変更情報を自動更新し、事業主の届書提出省略を予定している。</p>	

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>その他（総論）</p> <p>⑬被保険者資格喪失届（健康保険）（基本計画 p19）の電子申請の阻害要因として、関係文書の添付が電子申請では対応できない、とあるが、具体的にどのような理由か。また、同様の理由で電子申請の利用・普及が阻害されている手続はないのか。</p>
【回答】	<p>○ 被保険者資格喪失届（健康保険）においては、被保険者証を添付して届け出頂いている。</p> <p>○ 仮に、資格喪失者の被保険者証を資格喪失届に添付しないとすると、回収されなかった被保険者証が資格喪失者の手元に残ったままとなり、その場合、本来であれば使用できない被保険者証が医療機関等の窓口で提示されることによって、無資格者であっても医療費の一部を保険者が負担する事象（資格喪失後受診）が増加することが想定されるため、被保険者証の添付を不要とすることは出来ない。</p> <p>○ このことが資格喪失届において電子申請で対応できない要因となっている。</p> <p>○ なお、被保険者証の添付を必要とする被扶養者異動届、被保険者氏名変更届なども同様な理由で電子申請の利用・普及が阻害されていると認識している。</p>

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>その他（総論）</p> <p>⑭例えばハローワークでは、管轄ごとに必要な添付書類が異なるなどして、事業者が困惑する例もあるという声がある。事業者から存在を指摘されたローカル・ルールについては、調査の上、本省の責任において見直し、全国的な統一を図るべきではないか。</p>
【回答】	<p><厚生年金保険></p> <p>○ 日本年金機構においては、一昨年に策定した「業務改善計画」によってローカル・ルールが混在していた状況を改めることとし、平成 29 年 4 月 1 日より新しい「統一業務マニュアル」（総数 18,780 ページ）の運用を開始している。</p> <p>○ したがって、現時点で今すぐに調査をする必要性は感じていないが、今後必要に応じて、適切に現場で対応ができるよう、お客様などの声を真摯に聞き、誠実に対応できる環境を整備するよう、指導監督したい。</p> <p><健康保険></p> <p>○ ご指摘の事案は 1 の保険者が管轄毎に添付書類が異なるなどのご指摘であり、健康保険組合においては、ローカル・ルールは存在しないところ。</p> <p>○ なお、健康保険組合においては、組合毎に申請内容の確認に必要と認める添付書類を定めているところである。</p> <p><労働保険></p> <p>○ 労働保険成立届等については、法令上必須とされている添付書類のみを求めることが基本であるが、審査の過程で事業の存在に疑義が生じたり、業種に疑義が生じたりした場合に限り、事業内容等に関する客観的資料の提示を求めているものである。</p> <p><雇用保険></p> <p>○ 添付書類については、省令及び業務取扱要領により統一し、厚生労働省 HP でも公表している。ただし、疑義が生じた場合には、予め定めた添付書類以外の書類等により、客観的な事実を確認することがある。</p>

重点分野	社会保険に関する手続
省 庁 名	厚生労働省
論 点	<p>その他（総論）</p> <p>⑮近年、大企業を中心に、人事・給与業務はグループ会社による「シェアード化」が普及しているが、シェアード会社から直接に電子申請を行うことは現行認められておらず、電子申請率が上がらない理由の一つと考えられる。例えば、事前に業務委任関係を証明することを前提に、シェアード会社による電子申請を認められることは考えられないか。</p>
【回 答】	<p>○ 社会保険労務士法第 27 条では、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が他人の求めに応じ報酬を得て、労働社会保険関係法令に基づく申請書類の作成や提出手続の代行等を業として行うことを禁止している。</p> <p>○ その趣旨は、複雑・多岐にわたる労働社会保険関係法令に基づく事務を適正に遂行するためには、国家試験に合格し、実務経験によって専門的知識を習得する等により労働社会保険制度に通暁した資格者のみにその業務を行わせる必要があるためである。</p> <p>よって、ご提案について実現することは困難である。</p> <p>○ なお、シェアード会社の従業員に社会保険労務士がおり当該社会保険労務士に直接委託する場合や、シェアード会社が社会保険労務士法人である場合には、それらの者が電子申請等の手続を行うことは可能である。</p>

重点分野	社会保険に関する手続
省 庁 名	厚生労働省
論 点	<p>厚生年金保険に関する手続（各論）（基本計画 p11～）</p> <p>⑯「被保険者資格取得届」「被保険者資格喪失届」に係る取組として（基本計画 p15）、「データ入力が速やかに実施される事務処理体制を構築」とされているが、具体的にどのようなワークフローの見直しを行っていくのか。</p>
【回 答】	<p>○ 現在の社会保険の電子申請に係る業務フローについては、紙申請における審査、決裁等の事務処理をベースに構築されたものであり、全ての審査過程において、職員の目視チェックが必要となり、事務処理に時間を要しているところである。</p> <p>○ 今後は、形式的なチェックはシステムで行い、入力ミスや記載漏れ等による返戻をシステム上で速やかに行い、職員が審査するプロセスを減らすことで、正しいデータが、迅速かつ着実に処理されるよう、電子申請システムの改修を含めた業務フローの見直しを行っているところ。</p>

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>厚生年金保険に関する手続（各論）（基本計画 p11～）</p> <p>⑰被保険者資格喪失届に関し、現状では「紙媒体による届出の方が、電子的申請による届出よりも、機構における処理に要する期間が短い」とあるが、なぜ、紙媒体による届出のほう処理に要する期間が短くなるのか。また、基本計画 p10にあるように、今後は「電子申請について紙媒体での届出よりも優先して受付処理を行う」のか。</p>
【回答】	<p>○ 現在の社会保険の電子申請に係る業務フローについては、紙申請における審査、決裁等の事務処理をベースに構築されたものであり、全ての審査過程において、職員の目視チェックが必要となり、事務処理に時間を要しているところである。</p> <p>○ また、現在の電子申請においては、システム上の入力チェックが行われていないため、入力ミスによる返戻が多くなっており、また、一部外字が対応しておらず、別途、外字を処理するための事務処理が必要となっており、紙媒体と比べて作業が多い状況である。</p> <p>○ 今後は、形式的なチェックはシステムで行い、入力ミスや記載漏れ等による返戻をシステム上で速やかに行い、職員が審査するプロセスを減らすことで、正しいデータが、迅速かつ着実に処理されるよう、電子申請システムの改修を含めた業務フローの見直しを行っているところであり、改善されれば、紙媒体よりも電子申請の処理の方が早くなることが想定され、結果、電子申請を優先することにつながるものと考えている。</p>

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>健康保険に関する手続（各論）（基本計画 p16～）</p> <p>⑱個々の健保組合における電子申請環境の構築が課題として掲げられており、費用対効果の問題などが指摘されているが、指摘されている課題に対し、電子申請環境の構築が費用対効果で見合うものとなるよう、厚生労働省として積極的に対応してゆく、という理解でよいか。基本計画の p16～p19 で掲げている課題に、それぞれについて具体的にどのように対応していくのか。</p>
【回答】	<p>○ 現在、健康保険組合連合会に電子申請環境構築に向けた検討の場を設け、事業主、健保組合、健保連、厚労省の担当が参加して、電子申請環境の構築に向けた検討を進めているところ。</p> <p>○ 議論にあたっては、基本計画で示している課題をお示ししており、これら課題を踏まえて、健康保険組合における最も適した電子申請環境について整理頂く予定としている。</p> <p>○ 厚労省においては、この検討の場において、必要とされる情報等を積極的に提示していくなど、検討をサポートしていくとともに、検討結果の具現化に向け、予算要求など積極的に対応していく。</p>

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	健康保険に関する手続（各論）（基本計画 p16～） ⑱「健康保険被保険者再交付申請書」に係る届出については、使用実績が低調であったために電子申請システムが廃止されたとのことだが、いかなる理由で低調であったと考えられるか。技術的な問題であるならば、解決の余地はないのか。
【回答】	<p>○ 過去に実施していた協会けんぽの保険証再交付申請のオンライン手続きの流れは、事業主がオンライン申請を行った後に支部の審査を経て、新たな保険証を支部から事業主に発送していたため、保険証受取までに一定の日数を要したが、窓口での再交付申請の場合は、即時発行が可能だった。</p> <p>○ 加えて、当該再交付の原因が保険証のき損である場合には、事業主は保険証を別途協会けんぽへ郵送等で返納する必要があった。</p> <p>○ このように、オンラインによる申請と窓口での通常の手続きを比較しても、新たな保険証交付までの所要日数や事業主の事務負担の軽減には繋がらなかったことから、オンライン手続きが低調であったものであり、オンラインシステムの技術的な問題ではなかったと考えられる。</p>

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	労働保険に関する手続（各論）（基本計画 p20～） ⑳「電子申請の場合に窓口申請よりも時間がかかることがある」との意見があるとのことだが、どのような要因によるものと考えられるか。
【回答】	<p>○ 「電子申請の場合に窓口申請よりも時間がかかることがある」といったご意見は、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働保険関係成立届を提出した際に振り出される労働保険番号について、窓口申請の場合は監督署受付時に振り出されるが、電子申請の場合は監督署から回付された労働局における審査完了後にしか振り出されない ・ 労働保険料に係る申告書について、窓口申請の場合は受付時に審査するが、電子申請の場合は即時審査ができないというものである。 <p>○ 上記については、行政処理の業務フローを見直すことが必要と考えており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システムを改修することにより、電子申請の場合も、窓口申請時と同様、監督署の審査後、労働局回付前に、労働保険番号を事業主に振り出すこととする（H31年度より実施を検討）とともに、 ・ 手続が集中する年度更新申告期間においては、電子申請を集中的に処理するための人員を臨時的に増やし（H30年度より実施を検討）、迅速な処理に努めてまいりたい。

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	雇用保険に関する手続（各論）（基本計画 p21～）※論点⑫も参照 ⑳「紙媒体での届出窓口よりも優先して受付処理を行うことによるインセンティブを提示する」とは、具体的にどのような措置を講ずるのか。また、ハローワークに設置された申請用端末からの申請に関するもののみの優先処理か。
【回答】	○ 窓口に来所する場合は一定の待ち時間を伴うが、ハローワークの窓口に設けた電子申請専用端末を利用し電子申請による届出を行えば、通常の紙媒体の受付窓口が混雑している場合でも受付されることとなる。

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	雇用保険に関する手続（各論）（基本計画 p21～）※論点⑫も参照 ㉑都道府県ごとに電子申請処理を先端で行う電子申請センターを拡充することのだが、ハローワークとの役割分担はどのような形で行われているのか。申請情報はハローワーク、電子申請センターでどのように流れ、処理されるのか（電子申請は（管轄ハローワークではなく）直接に電子申請センターに受理されるのか、など）。具体的にどの程度の効率化が図られているのか。
【回答】	○ 届出は管轄ハローワークに提出されるが、電子申請事務センターは、ハローワークにおける事務処理を代行する（転送することなく処理している。）。電子申請事務センターでは、電子申請のみを担当する職員が集中的に処理を行うことにより効率化を図っている。

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>コスト計測（基本計画 p22～）</p> <p>③本年5月に実施した計測結果について、それぞれ教示願いたい。また、各手続につき、見込んでいる削減効果の算出根拠についても教示願いたい（例：オンライン利用率が●%から■%に上昇、書類作成時間が●分から■分に短縮）。</p>
【回答】	<p>○ 各手続に係る行政コストの計測結果については、別添1の通り。</p> <p>○ 事業主ヒアリング等において、基本計画記載の方策を実施した場合に電子申請を利用したいかどうか、電子化の対応が可能かを聴取した結果を踏まえると、方策後のオンライン利用率は、厚生年金において47%、労働保険において46%、雇用保険において44%に上昇するものと見込んでおり、健保組合においては15%の組合が電子化に移行するものと見込んでいる。</p> <p>○ こうした電子化の推進に加えて、マイナンバーの活用等による手続の省略（例：被保険者住所変更届）等を進めることにより、社会保険全体として、行政コストを20%削減することとしている。</p> <p>○ 各手続におけるコスト削減効果の計算式は、別添2の通り。</p>

厚生年金保険関係手続の行政コスト

厚生年金保険関係届出名	①作業時間(紙) (事業所ヒアリング により算出)(分)	②作業時間(CD/DVD申請) (事業所ヒアリング により算出)(分)	③作業時間(電子申請) (事業所ヒアリング により算出)(分)
賞与支払届	(窓口)116 (郵送)32	(窓口)85 (郵送)10	5
算定基礎届	(窓口)110 (郵送)30	(窓口)85 (郵送)10	5
70歳以上算定基礎・ 月額変更・賞与支払届	(窓口)105 (郵送)21	(窓口)85 (郵送)10	5
住所変更届	(窓口)106 (郵送)24	(窓口)82 (郵送)7	2
氏名変更届	(窓口)107 (郵送)26	(窓口)82 (郵送)7	2
報酬月額変更届	(窓口)122 (郵送)46	(窓口)85 (郵送)10	5
被扶養者(異動)届	(窓口)171 (郵送)108	(窓口)90 (郵送)15	10
資格取得届	(窓口)129 (郵送)57	(窓口)85 (郵送)10	5
資格喪失届	(窓口)131 (郵送)56	(窓口)85 (郵送)10	5
資格証明書交付申請書	(窓口)135 (郵送)56	(窓口)85 (郵送)10	5

(別添1)

健康保険関係手続の行政コスト

健康保険関係届出名	①作業時間(紙) (事業所ヒアリング により算出)(分)	②作業時間(CD/DVD申請) (事業所ヒアリング により算出)(分)	③作業時間(電子申請) (事業所ヒアリング により算出)(分)
賞与支払届	105	10	5
算定基礎届	105	10	5
住所変更届	105	10	5
被扶養者(異動)届	205	15	10
再交付申請書	105	10	5
資格取得届	105	10	5
資格喪失届	105	10	5

(別添1)

労働保険関係手続の行政コスト

労働保険関係届出名	①作業時間(紙) (事業所ヒアリング により算出)(分)	②作業時間(CD/DVD申請) (事業所ヒアリング により算出)(分)	③作業時間(電子申請) (事業所ヒアリング により算出)(分)
労働保険関係成立届	144		17
労働保険名称、所在地等変更届	144		32
労働保険一括有期事業開始届	113		25
労働保険一括有期事業報告書	1,543		1,455
労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(継続)	1,446		305
労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(有期)	153		65
労働保険料還付請求書	181		70

(別添1)

雇用保険関係手続の行政コスト

雇用保険関係届出名	①作業時間(紙) (事業所ヒアリング により算出)(分)	②作業時間(CD/DVD申請) (事業所ヒアリング により算出)(分)	③作業時間(電子申請) (事業所ヒアリング により算出)(分)
被保険者資格取得届	115	/	5
被保険者資格喪失届	115		5
高年齢継続給付支給申請	115		5
育児休業給付支給申請	125		15

総時間と削減時間(社会保険)

	総時間(分)	削減時間(分)	削減率	
厚生年金保険				
被保険者賞与支払届	67,751,345	9,551,441	14.1%	A
被保険者報酬月額算定基礎届	77,814,880	10,270,140	13.2%	A
厚生年金保険70歳以上被保険者 算定基礎・月額変更・賞与支払届	20,517,435	2,427,871	11.8%	A
被保険者住所変更届	43,870,340	43,870,340	100.0%	B
被保険者氏名変更届	14,213,673	14,213,673	100.0%	B
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	48,804,210	7,456,759	15.3%	B
健康保険被扶養者(異動)届	310,003,820	19,222,140	6.2%	B
被保険者資格取得届	205,328,195	47,319,061	23.0%	C
被保険者資格喪失届	189,795,100	44,100,887	23.2%	C
健康保険被保険者資格証明書交付申請書	24,852,365	12,824,879	51.6%	C
健康保険				
被保険者賞与支払届	102,256,752	11,750,605	11.5%	A
被保険者報酬月額算定基礎届	51,558,829	5,926,820	11.5%	A
被保険者住所変更届	184,422,661	180,364,124	97.8%	B
被扶養者異動届	517,670,580	73,796,580	14.3%	B
健康保険被保険者証再交付申請書	68,558,595	5,223,512	7.6%	B
被保険者資格取得届	75,543,189	10,623,760	14.1%	C
被保険者資格喪失届	64,469,163	9,065,005	14.1%	C
雇用保険				
高年齢継続給付支給申請	419,904,890	121,470,075	28.9%	B
育児休業給付支給申請	199,679,995	52,429,250	26.3%	B
被保険者資格取得届	828,950,275	239,912,740	28.9%	C
被保険者資格喪失届	663,249,650	191,549,180	28.9%	C
労働保険				
労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般提出金申告書(継続)	2,669,342,025	576,435,482	21.6%	A
労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般提出金還付請求書	22,803,011	7,703,178	33.8%	A
労働保険一括有期事業報告書	292,865,699	7,410,128	2.5%	A
労働保険名称、所在地変更届	22,001,200	8,524,432	38.7%	B
労働保険一括有期事業開始届	71,190,164	17,430,688	24.5%	B
労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般提出金申告書(有期)	18,888,395	6,005,648	31.8%	B
労働保険関係成立届	50,339,414	16,041,878	31.9%	C

A 特定の時期に提出するもの

B 定期的又は不定期に提出するもの

C 基本的に1回限り提出するもの

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>その他</p> <p>②④基本計画に掲載されている手続が、対象手続一覧表において「コスト計測の対象」とする手続に止まる。これ以外で「基本計画の対象」とされている手続については、どのような取組を行うのか。</p>
<p>【回答】</p> <p>○ 厚生年金保険・雇用保険・労働保険については、「基本計画の対象」となっている手続のうち、「コスト計測の対象」となっていない手続についても、その大半が電子申請することが可能となっている。</p> <p>このため、「コスト計測の対象」となっている手続に対する取組みによって電子申請が促進されることにより、「コスト計測の対象」となっていない手続についても、電子申請の利用率が増え、結果、コスト削減につながるものと考えている。</p> <p>○ 健康保険組合に関しては、現時点、電子申請環境の構築について検討しており、その結果にもよるが、方針としては、コスト計測の対象以外の手続も電子申請を可能とする予定である。</p>	

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>その他</p> <p>②⑤対象手続一覧表のうち、69～76の手続（※）は、性格的には個別業種の許認可に近い手続なのではないか。これらの手続について、どのような方針で手続の簡素化を進めるのか。</p> <p>（※）保険医療機関又は保険薬局の指定、名称等の変更等の届出など</p>
<p>【回答】</p> <p>○ 現在、保険医療機関等の指定状況等を管理するシステムについて、各種手続の電子申請の実現も見据え、刷新のための設計開発を行っている。</p> <p>○ 平成29年3月に策定した基本方針書に基づき、今年度末にシステムを刷新し、平成30年度以降、業務効率化に資する機能の追加を行っていく予定。</p> <p>○ 今後、このシステム刷新の中で、保険医療機関等の指定等に関する手続も含め、こういった手続の簡素化が可能かを検討していく。</p>	